

令和元年度 第3回 長浜市総合教育会議 次第

日時：令和2年2月6日（木）15時30分

場所：市役所本庁3階 特別会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 意見交換

テーマ：放課後の子どもの居場所について

（１）行政説明

（２）意見交換

4 議 事

（１）協議事項

① 長浜市教育大綱（案）について

5 その他

6 閉 会

【配布資料】

- ・意見交換 放課後児童クラブの現状について
- ・協議事項 長浜市教育大綱の策定について

令和元年度第3回長浜市総合教育会議 出席者名簿

令和2年2月6日（木）

1 構成員

役 職	氏 名
市 長	藤 井 勇 治
教 育 長	板 山 英 信
教 育 委 員	井 関 真 弓
教 育 委 員	西 橋 義 仁
教 育 委 員	廣 田 光 前
教 育 委 員	美 濃 部 俊 裕
教 育 委 員	宮 本 麻 里

2 事務局

所 属 ・ 役 職	氏 名
教育部長	米 田 幸 子
教育委員会事務局次長兼教育総務課長	岩 田 健
教育総務課課長代理	今 井 健 剛
教育総務課主幹	西 川 洋 輔
教育改革推進室長	土 田 康 巳
教育委員会事務局次長	横 尾 博 邦
教育指導課長	伊 藤 浩 行
すこやか教育推進課長	大 田 久 衛
幼児課課長	大 音 洋
総合政策部長	古 田 晴 彦
総合政策部次長	山 内 芳 博
総合政策課長	横 尾 仁
総合政策課課長代理	柴 田 拓 也
総合政策課主幹	茂 森 貴 洋
総合政策課主査	中 嶋 啓 太

3 説明者

所 属 ・ 役 職	氏 名
健康福祉部長	且 本 安 彦
健康福祉部次長	長谷川 隆 浩
子育て支援課長	村 崎 晴 美
子育て支援課課長代理	益 田 和 彦
生涯学習文化課長	前 嶋 誠



長浜市総合教育会議

放課後児童クラブの 現状について

健康福祉部 子育て支援課
令和2年2月6日

Ⅰ．放課後児童クラブとは？

- ・ 根拠法令：児童福祉法第6条の3第2項
(放課後児童健全育成事業)

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

始まり

1966年(S41)～ 留守家庭児童会補助事業(文部省) 後、「都市児童健全育成事業(厚生省)へ

2. 長浜市の放課後児童クラブ

- ・ 公設クラブ

S46年～ 長浜小学校、長浜北小学校

所管：教育委員会



市長部局 健康福祉部子育て支援課

2. 長浜市の放課後児童クラブ

■クラブ数（R1 現在）

公設 16 か所

民間

（委託） 12 か所

（小規模） 7 か所

合計 35 か所



2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方(平日)

【課業日】公設クラブの例

13:30～ 開所

15:00～ 授業終了後、クラブへ

・宿題 ・自由遊び

17:00～ 片付け・掃除など

保護者のお迎え

18:00 閉所

※民間は18:30～19:00まで

2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方（長期休業中）

【課業日】公設クラブの例

7:30～ 開所 保護者送迎によりクラブへ

・宿題 ・自由遊び

12:00～ お弁当

・自由遊び

15:00～ おやつ

17:00～ 片付け・掃除など 保護者のお迎え

18:00 閉所

※民間は18:30～19:00まで

2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方(自由遊び)

【公設クラブ】 例)

- ・ 室内 トランプ、お絵かき、ボードゲーム、絵本読み聞かせ
 カロムなど
- ・ 体育館 おにごっこ、ドッジボール、縄跳びなど
- ・ 運動場 サッカー、バドミントン、ドッジボール
 キックベースボール、ブランコなど

2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方(自由遊び)

【民間クラブ】 例)

- ・ 室内 公設と同じ
- ・ 外遊び サッカー、ドッジボール、川遊び、
自然とのふれあいなど
- ・ クラブ外へ プール、公園、観劇など

2. 長浜市の放課後児童クラブ

- ・ 過ごし方



2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方



2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方



2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方



2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方



2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方



2. 長浜市の放課後児童クラブ

・ 過ごし方



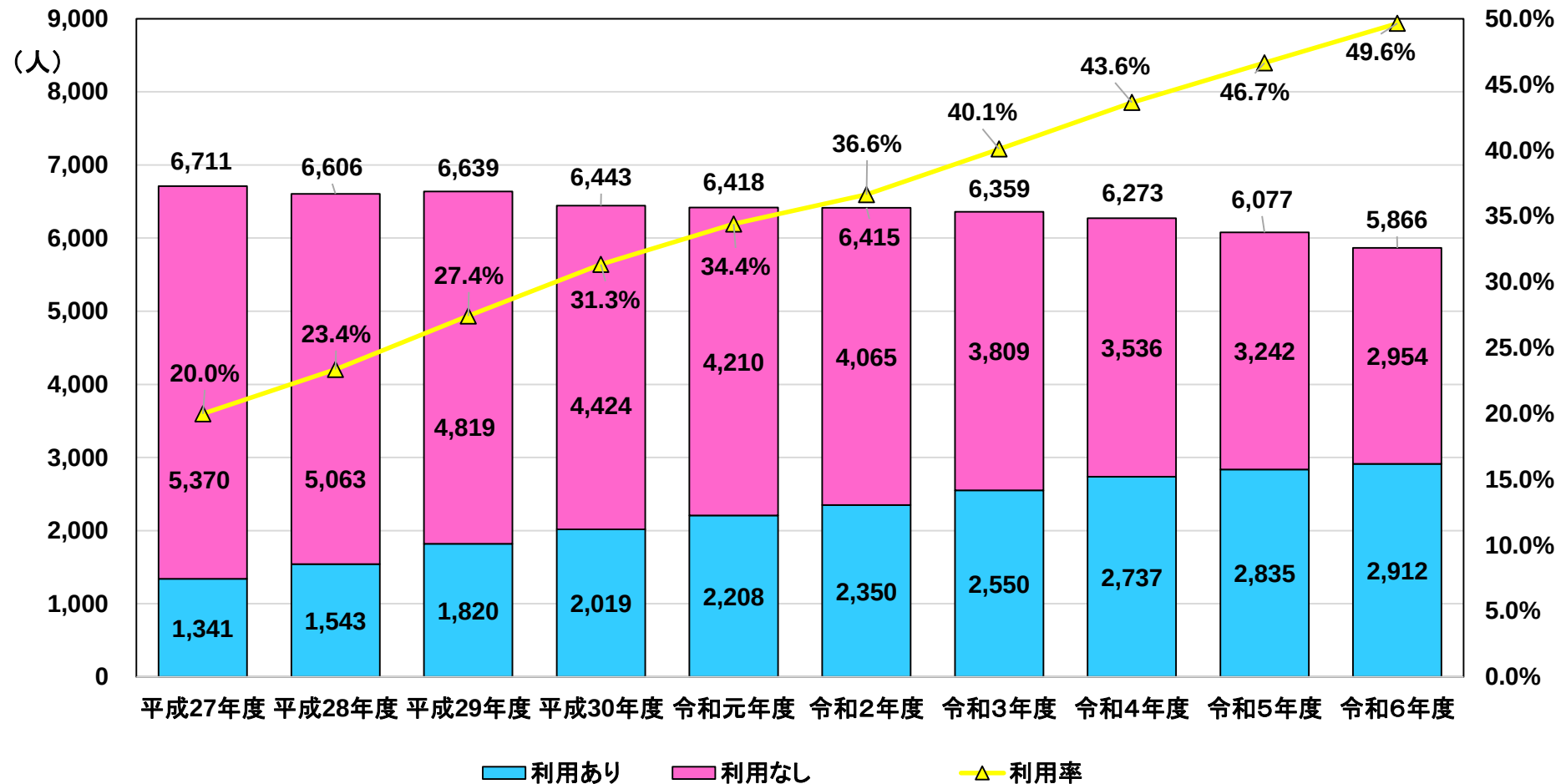
2. 長浜市の放課後児童クラブ

- ・ 過ごし方



3. 現状

①「放課後児童クラブ利用者数と利用率の推移・推計」

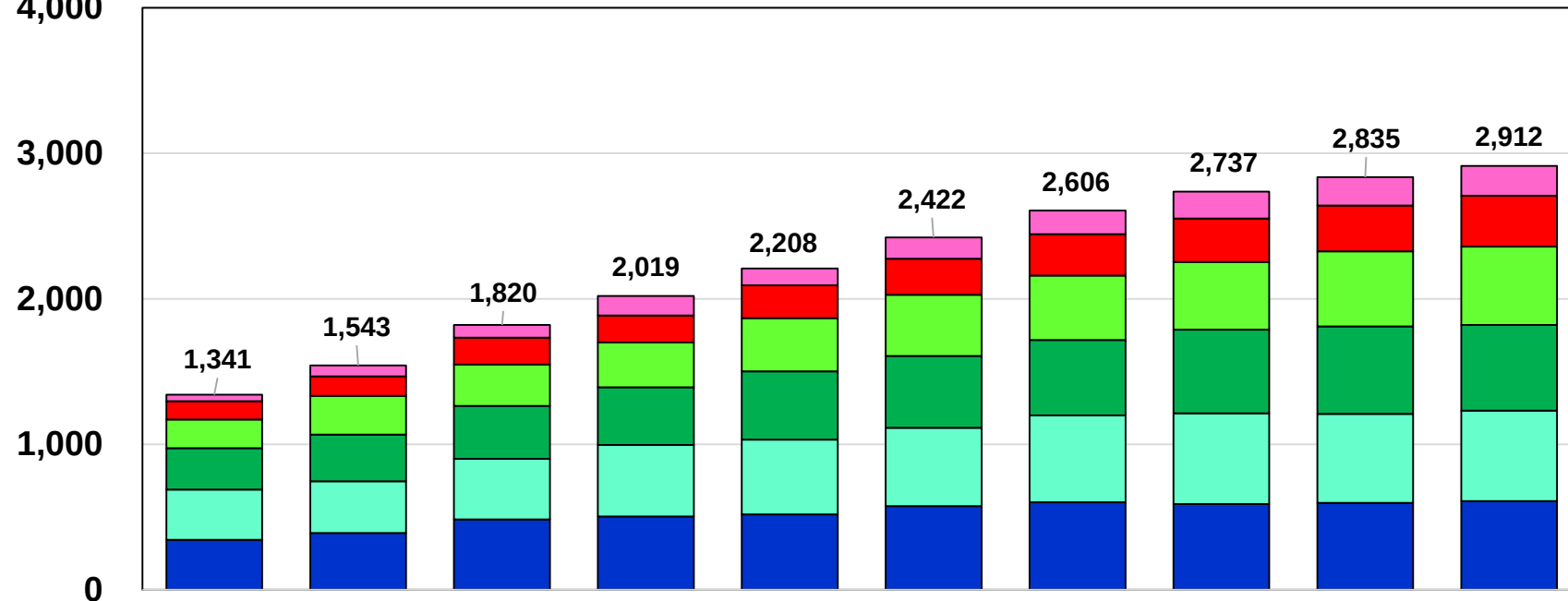


3. 現状

②グラフ「放課後児童クラブ利用者実績とニーズ推計

・ 学年別

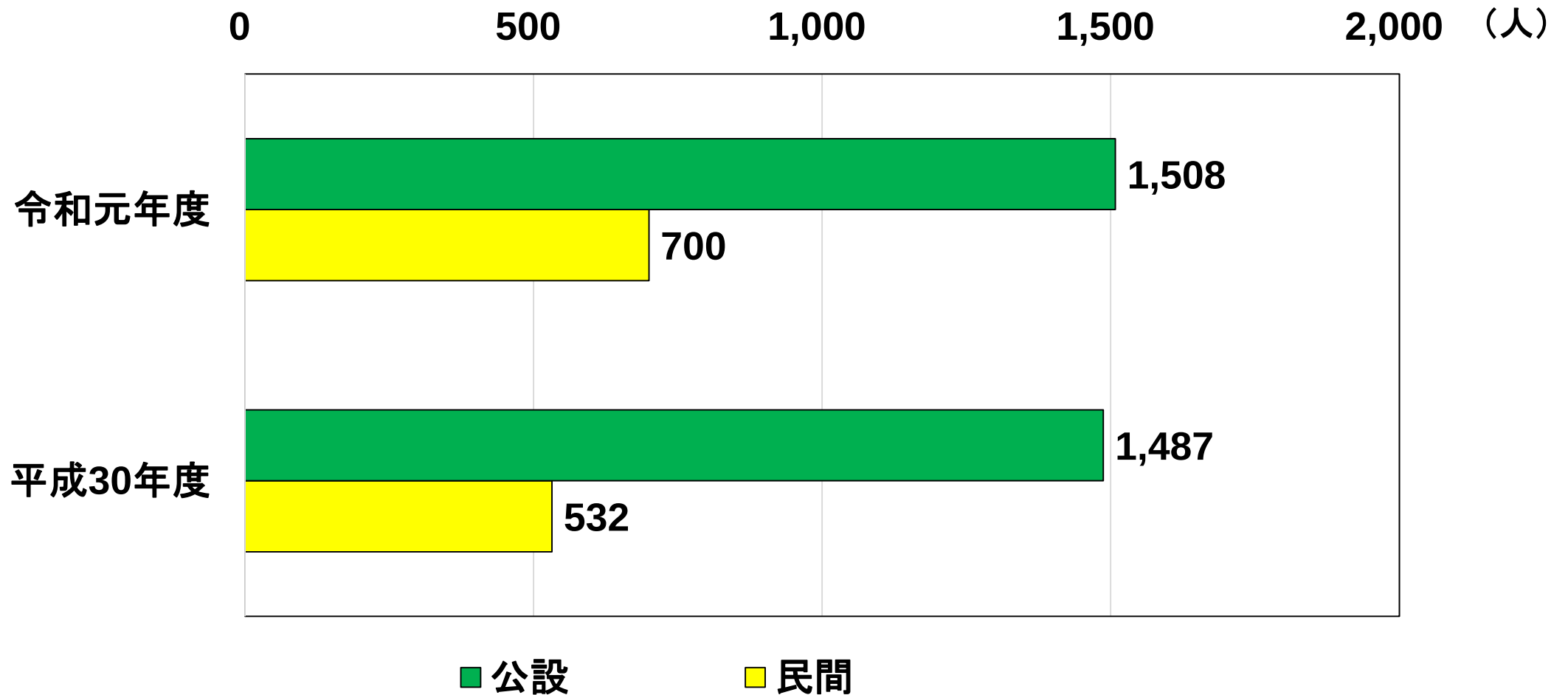
(人) 4,000



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計	1,341	1,543	1,820	2,019	2,208	2,422	2,606	2,737	2,835	2,912
6年生	44	76	86	134	116	146	162	185	195	205
5年生	127	134	186	185	224	248	284	299	314	348
4年生	197	267	285	308	367	420	443	465	515	538
3年生	283	319	362	396	469	494	519	575	601	590
2年生	346	356	416	492	513	539	597	623	612	620
1年生	344	391	485	504	519	575	601	590	598	611

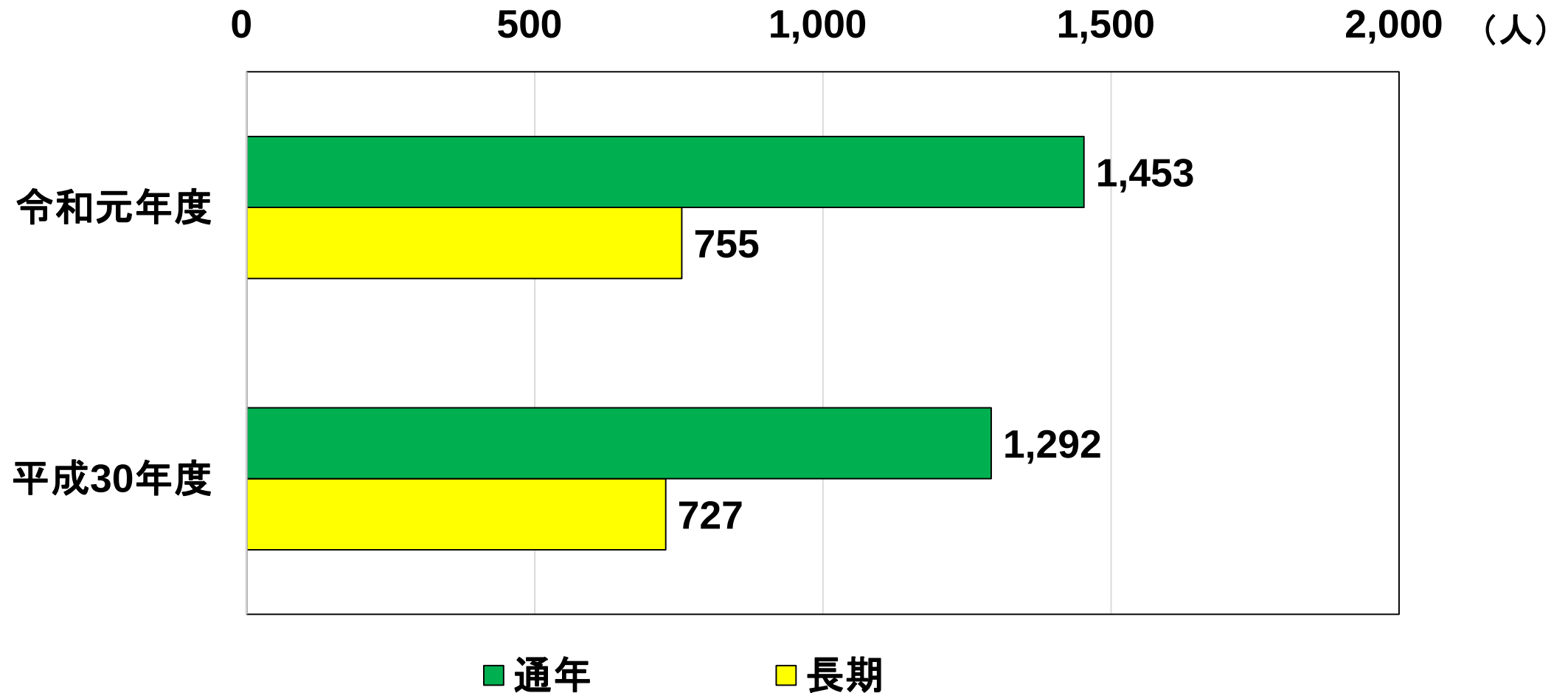
3. 現状

③「公設・民間利用者数の推移」



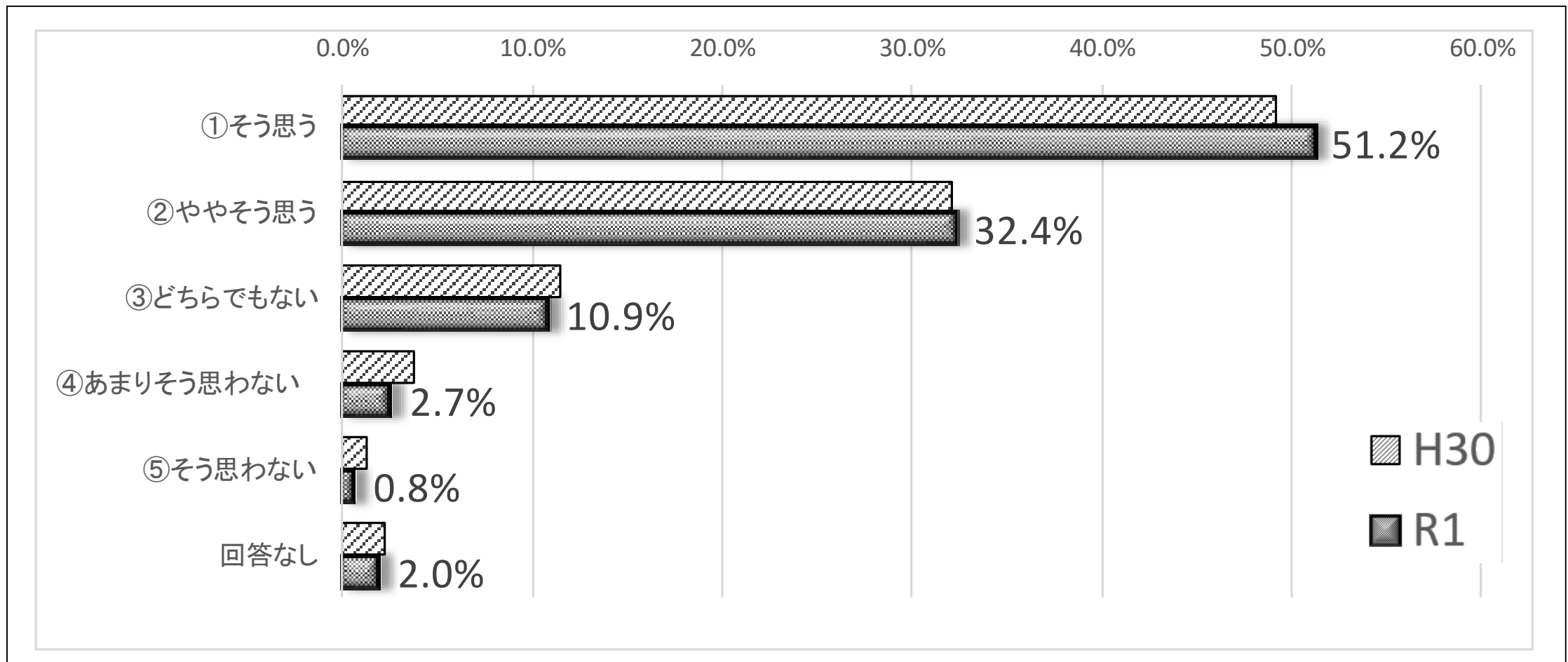
3. 現状

④「通年・長期休業中利用者数の推移」



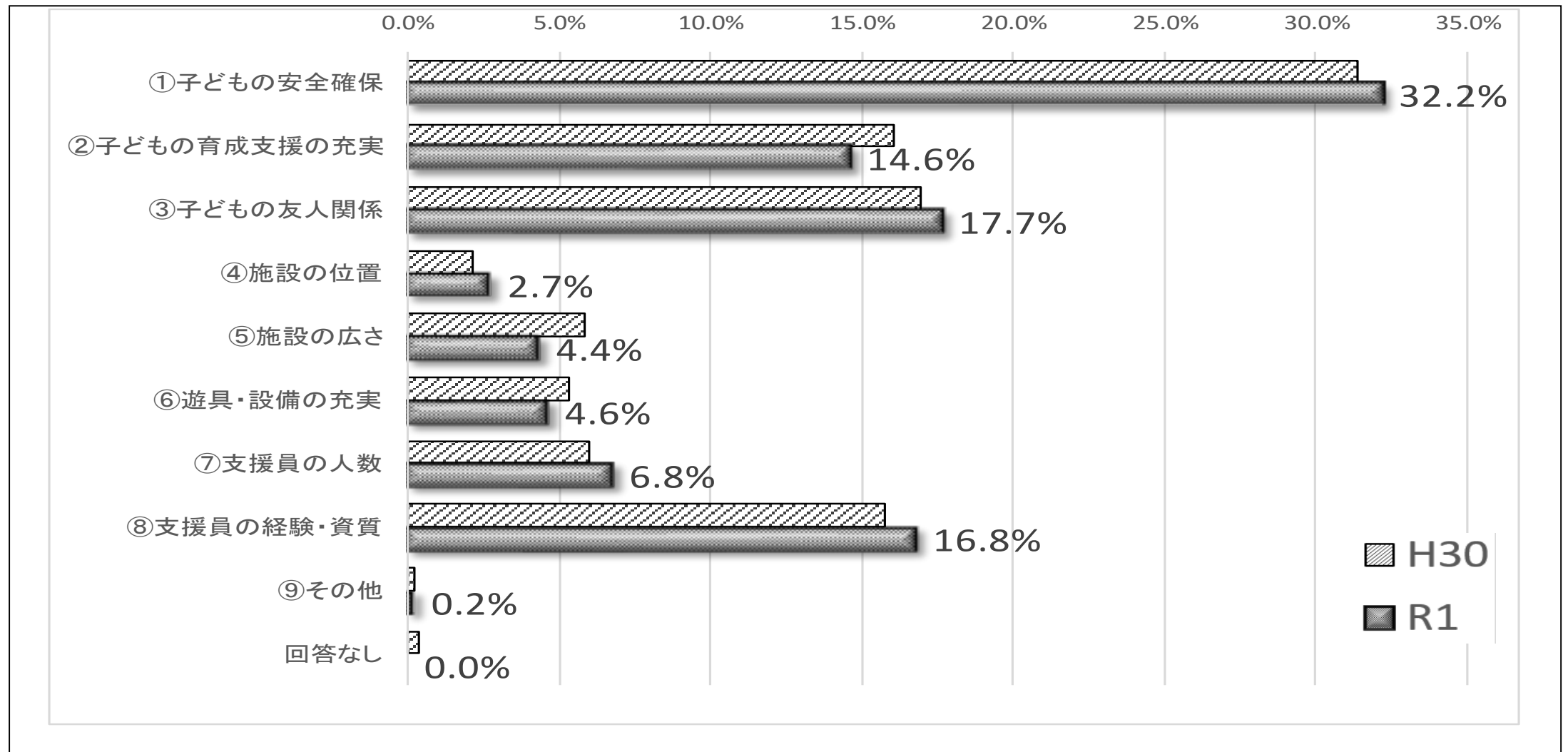
参考)公設クラブ利用保護者アンケートより

「お子様は、クラブで楽しく過ごしていますか？」



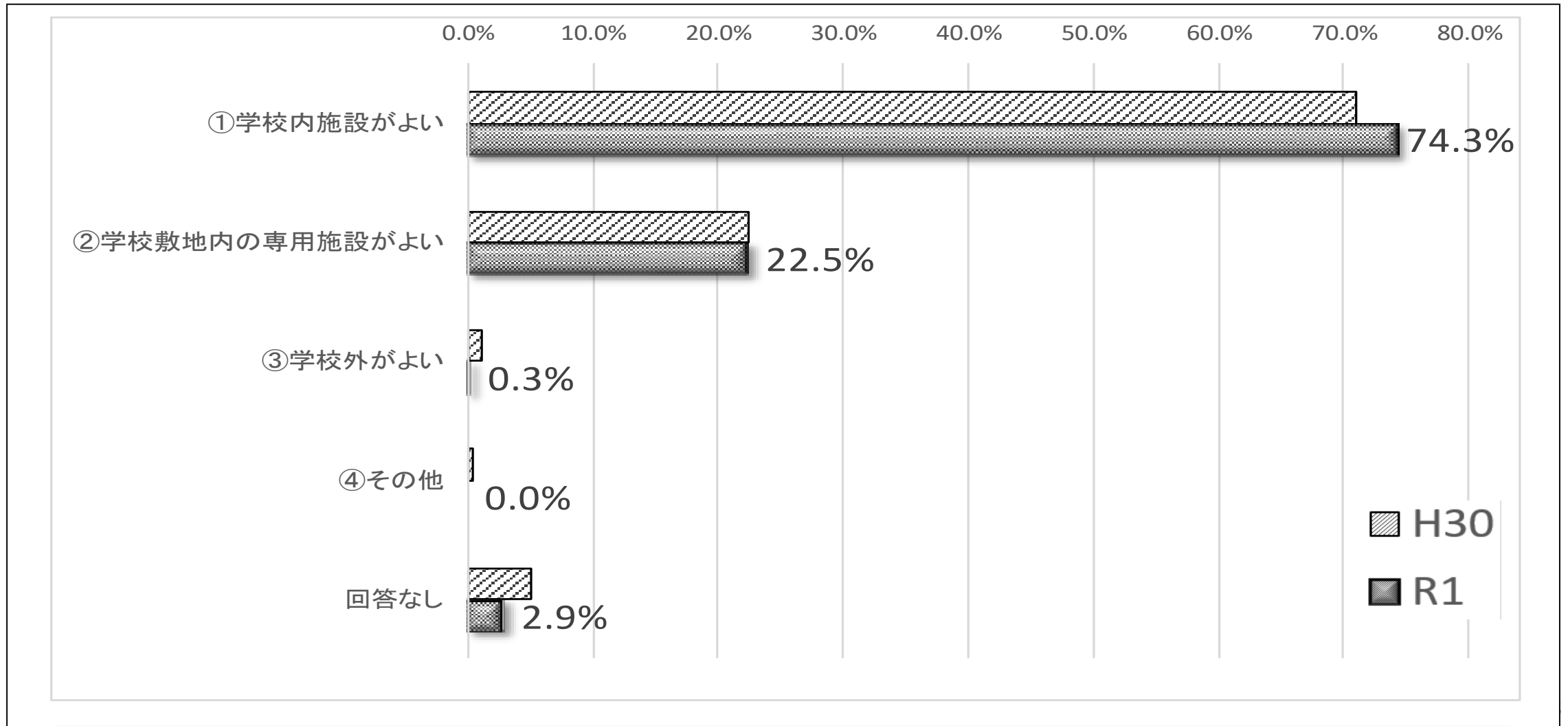
参考)公設クラブ利用保護者アンケートより

「クラブの運営について、重要と思われる項目は？」



参考)公設クラブ利用保護者アンケートより

「通所されているクラブについて」



4. 課題

増大・多様化するニーズに対応するために、

【課題① 待機児童の解消】

【課題② 質の確保・向上】

4. 課題

【課題① 待機児童の解消】

市内の全小学生数は減少傾向

市内の全放課後児童クラブ利用児童数は増加傾向

◆R2待機児童発生見込の小学校区

・・・長浜北小、南郷里小、高月小

長浜南小、北郷里小、湯田小、浅井小

4. 課題

【課題② 質の確保・向上】

◆児童 ……児童健全育成

◆保護者……就労支援

→子どもへの支援 + 子どもが育っていく家庭への支援

- 特別な配慮が必要な児童への対応
- ケガやトラブル時の対応
- 外国人への対応
- 遊び・生活の豊かさ
- 保護者への対応

5. 対策

【対策① 放課後児童支援員の確保とスキルアップ】

【対策② 民間クラブの参入促進等による受け皿の整備・確保】

【対策③ 市民協働による多様な経験活動の推進】

5. 対策

【対策① 放課後児童支援員の確保とスキルアップ°】

◆働きやすい、働きがいのある職場づくり

支援員の処遇改善

職場環境の改善

◆人材育成

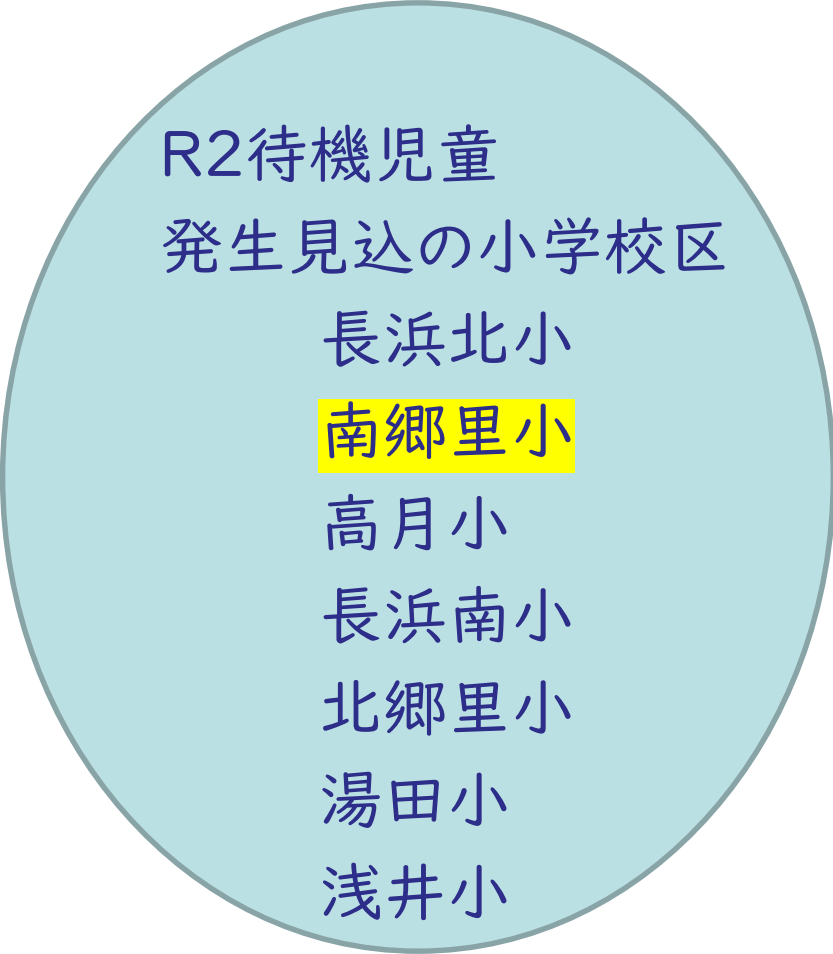
研修の機会確保など

- 特別な配慮が必要な児童への対応
- ケガやトラブル時の対応
- 外国人への対応
- 遊び・生活の豊かさ
- 保護者への対応

5. 対策

【対策② 民間クラブの参入促進等による受け皿の整備・確保】

- ◆民間クラブの参入促進補助制度
- ◆学校敷地・隣接地等での施設確保
- ◆長期休業中の受け皿の検討



R2待機児童
発生見込の小学校区
長浜北小
南郷里小
高月小
長浜南小
北郷里小
湯田小
浅井小

5. 対策

【対策③ 市民協働による多様な経験活動の推進】

◆地域・市民団体からの支援

◆「放課後子供教室」との一体的な運営検討

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごせるように



子どもを取り巻く環境の変化

放課後の子どもの居場所、学びの場

少子化

外遊びの減少

高齢化

核家族化

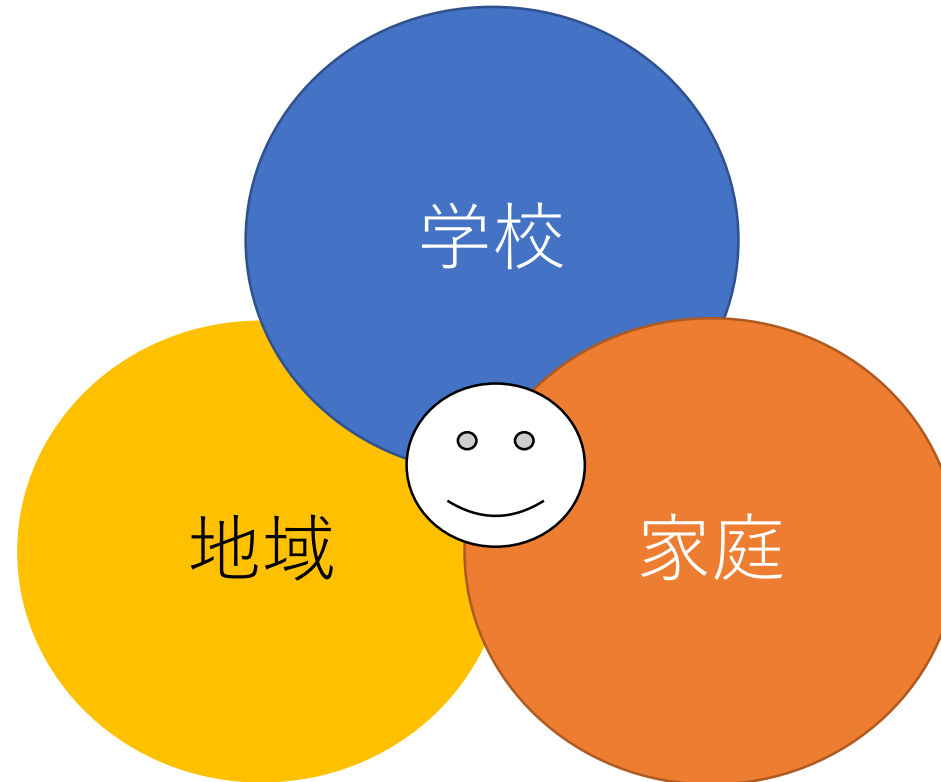
学校の統廃合

特別な支援が必要な子の増加

働き方改革

子育ての
負担感の増大

共働き世帯の増加



◆議論いただきたい内容

『子どもを取り巻く環境が、時代とともに変化する中であって……』

- ①子どもにとっての「より良き居場所、学びの場」とは何かについて
- ②学校、地域、家庭の各主体が「より良き居場所、学びの場」を作るために、担うべき役割について
- ③それぞれの主体が連動、関連することの重要性和、そのためにすべき各主体の取組みについて

長浜市教育大綱の策定について

1. 策定の目的

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）」第 1 条の 3 に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）として、その目標や施策の根本となる方針を策定するものです。

平成 27 年 12 月に策定した「長浜市教育振興基本計画（以下、「計画」という。）（第 2 期）」の「基本方針」「基本目標」「施策の基本的方向」を、大綱に代えるものとして位置づけましたが、第 3 期計画を策定する機会に、新たに大綱として策定します。

2. 位置づけと期間

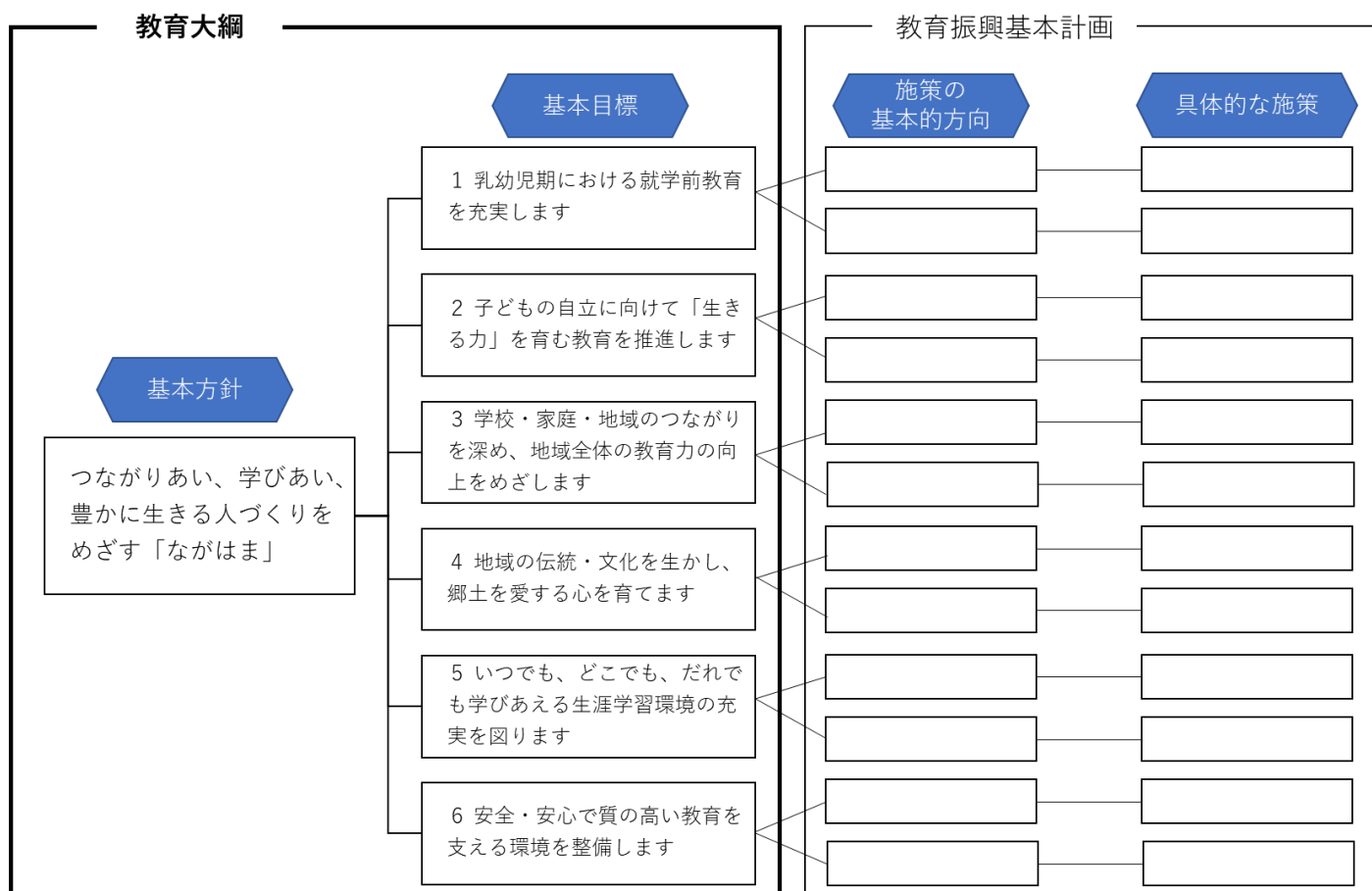
市の「めざすまちの姿」とその理念を示す「総合計画基本構想」に基づくものとし、大綱の期間は基本構想と同様に令和 8 年度を終期とします。

年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
大綱	策定期間	長浜市教育大綱						
計画	第 2 期							
	策定期間	第 3 期					策定期間	第 4 期

※大綱は社会情勢等を鑑み、必要に応じて見直すものとします。

3. 大綱の方向性

平成 28 年 1 月に開催した総合教育会議にて、第 2 期計画の「基本方針」「基本目標」「施策の基本的方向」を平成 28 年度長浜市の教育に関する大綱に代えることとしました。今回策定する大綱では第 2 期計画の骨子を基調とし、具体的な施策や事務事業は計画において展開します。



4. 検討体制

法第1条の3の2項に基づき、市長、教育長、教育委員の構成員からなる総合教育会議において大綱の策定に関する協議を行います。

5. 策定に向けた予定スケジュール

令和2年 2月 総合教育会議
 7月 総合教育会議
 庁議付議（最終案）
 9月 議会定例会（議決）
 策定完了